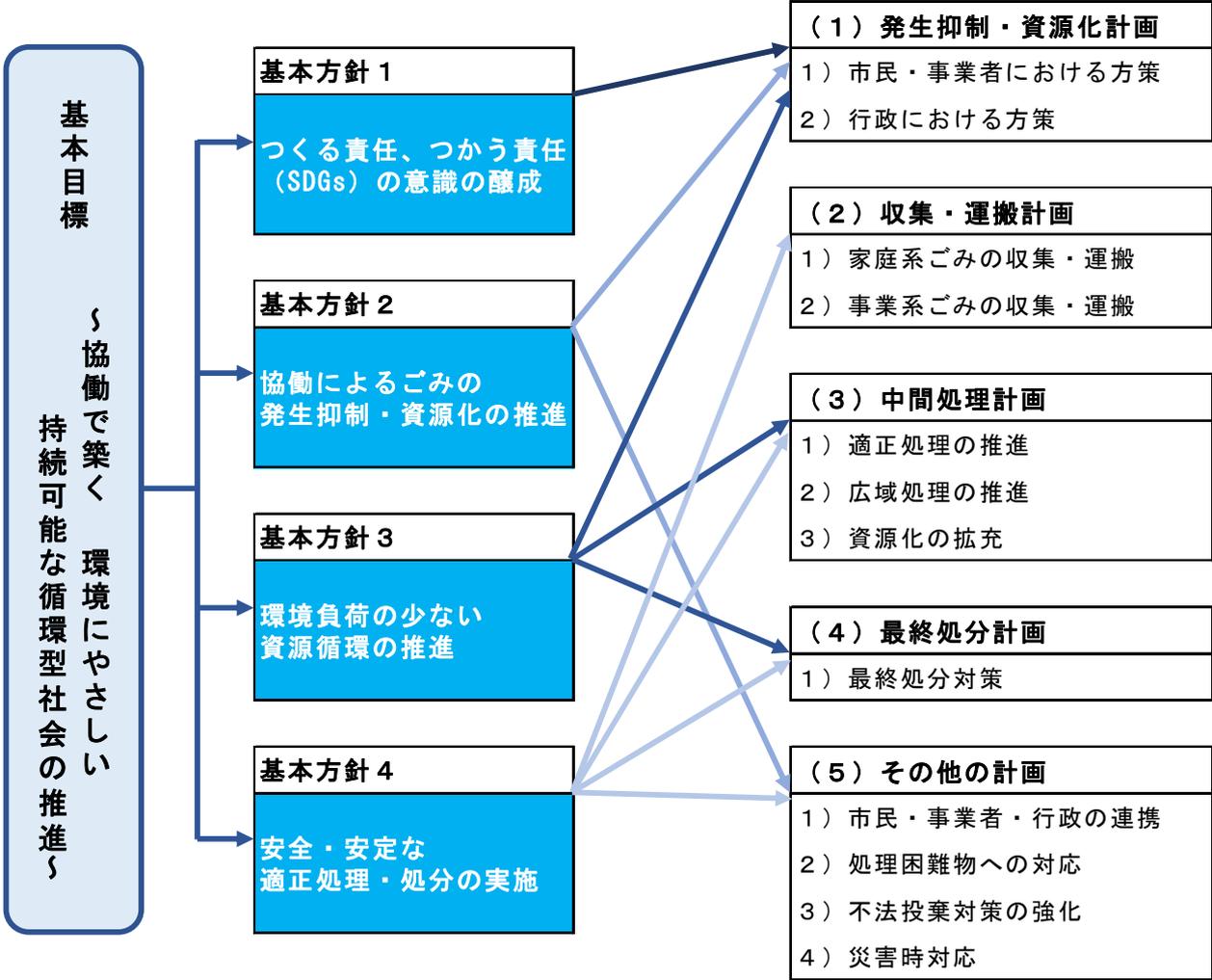


一般廃棄物処理基本計画 施策（骨子案）



(1) 発生抑制・資源化計画	
1) 市民・事業者における方策	
<p>① 資源物の分別収集の活用 可燃ごみ中の雑誌類や不燃ごみ中のプラスチック容器包装類の分別を徹底すること等により、資源化を推進します。 また、ぞつがみばっく（雑誌収納袋）の活用により排出しやすい環境を作り、ごみの減量と資源化の推進を図ります。</p>	継続
<p>② 生ごみの減量化・堆肥化 生ごみは可燃ごみの約40%を占めており、またその約80%が水分となっています。生ごみの水切り用具や、最初から生ごみを濡らさない分別バケツ、落ち葉を腐葉土にする腐葉土バッグ等を活用し、ごみの減量と堆肥資源化を推進します。</p>	継続
<p>③ 食品ロス削減の推進 市民は、消費期限と賞味期限の違いを理解し、「買いすぎない・作りすぎない・食べ切る」を心掛けます。また、食べ切れない食品については、西東京市社会福祉法人連絡会等が開催しているフードドライブ活動に積極的に参加します。外食時は、3010運動や持ち帰り容器の活用により、食べ切ることを意識します。 事業者は、消費期限と賞味期限の表示方法や、持ち帰り容器の提供、ばら売り等、市民の食品ロス削減に寄与する方策を検討します。また、フードドライブ活動に参加します。</p>	拡充
<p>④ プラスチックごみの発生抑制、資源循環の推進 市民は、買い物時にマイバッグ等を利用するなどにより、プラスチックごみの発生を抑制します。また、指定収集袋による分別収集を継続することで、プラスチック容器包装の分別の徹底を図ります。 事業者は、製品やレジ袋について、石油プラスチックから、環境にやさしいバイオマスプラスチックへの転換を図ります。</p>	拡充
<p>⑤ 資源物の店頭回収の推進 市民は、スーパーなどが実施している食品トレイ、ペットボトル、牛乳パック、飲料用缶等の資源物の店頭回収を活用します。 事業者は、店舗や事業所において資源物の独自の店頭回収を推進します。また、空きスペースを市民、行政との協働による資源物の店頭回収等の活動拠点として活用します。</p>	継続
<p>⑥ 2R（リデュース、リユース）活動の推進 物の購入により発生するごみの発生を抑制し、資源循環を促進するため、物を購入せず必要に応じて利用する、リユース食器や容器、リース、シェアリング、サブスクリプション等のサービスを活用します。 また、事業者が独自に実施する古着等の回収を活用します。</p>	新規
<p>⑦ 使い捨て商品の使用抑制、再生品の使用推進 市民は、再生資源の利用を促進するために、使い捨て商品の使用抑制と、再生品の選択、使用に努めます。 事業者は、使い捨て商品の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できる商品を販売し、自主回収、資源化ルートを構築します。また、アフターサービスの充実や低コスト化等、商品を長期にわたって利用できるサービスの提供を行います。</p>	継続
<p>⑧ 発生源における排出抑制・資源化 事業者は、排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ごみの発生抑制、資源化を推進します。また、「事業者向け廃棄物処理の手引き」を活用し、適切な排出を図ります。</p>	継続
<p>⑨ 包装廃棄物の発生抑制 事業者は、過剰包装を自粛します。また、包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により、包装廃棄物の発生を抑制します。</p>	継続
<p>⑩ 多量排出事業者に対する減量化指導の徹底 事業者は、ごみの減量、資源化の推進を図るために、計画書を策定し、履行します。</p>	継続

2) 行政における方策	
<p>① 教育、啓発活動の充実</p> <p>ア 学校における環境学習 環境を守り、資源を大切にすることを育み、効果的な行動を促すために、小・中学校での環境学習を促進します。また、食品ロスについても教育も推進し、ごみの減量を図ります。 ○副読本の作成、配布 ○環境講座の開催 ○電子紙芝居の作成、公表（DVDの学校への配付、市のホームページで公開等）</p> <p>イ 学習機会の充実 市民が気軽に参加し、環境保全や資源循環に対する知識と行動を習得してもらうために、環境フェスティバル等のイベント活動を通じて、ごみ減量や資源化の手法等の周知をします。 ○ダンボールコンポスト等の相談会、リユースの方法等に関する出前講座の開催</p> <p>ウ 情報の提供 市民・事業者によって率先して発生抑制・資源化の行動を起こしてもらえるよう、行政、市民団体、事業者等による、循環型社会を形成するための取り組みに関する情報を広報誌、ホームページ、分別アプリ、説明会等を活用して提供します。 ○エコ羅針盤による定期的な啓発や、市掲示板及びチラシによる、ポイント（特に重要な事項等）を絞った情報提供 ○市報、市ホームページ、スマートフォン用アプリにおける情報の充実 ○市民、市民団体等の実践行動の紹介 ○不用品交換の情報収集・提供、及び不用品交換の場所の提供 ○水切りの方法や道具に関する情報収集、有効な取り組みの紹介</p> <p>エ 地域における活動の活性化 地域における活動の情報収集及び情報提供を推進し、市民が実践しやすいものから取り組んでもらえるようにします。ごみの減量・資源化や環境問題に取り組んでいる市民、市民団体に対して支援を行います。 また、地域コミュニティにおける人と人との結びつきを強め、単身者、外国人、転入者も含めた地域活動や排出ルールの遵守を促進します。 ○集団回収実施団体の意見交換会の定期的な開催、取り組みの改善 ○新規集合住宅や新興住宅地における、排出ルールや集団回収の周知徹底 ○ボランティアに対するごみ袋の無料配布 ○エコプラザ西東京登録団体や、西東京市市民協働センター「ゆめこらぼ」等、市民団体やNPO法人による環境活動の広報による普及啓発、連携支援 ○「エコ・キャンパス」の実現を目指す早稲田大学による、3R・環境活動や、リサイクル可能な弁当箱や「リサイクル率がアップするゴミ箱」等の開発支援 ○「環境プロジェクト」を有する武蔵野大学による、3R・環境活動や、環境の祭典「じゅんぐり祭」や学・産・官・民の協働プロジェクト等の支援</p> <p>オ エコプラザ西東京における事業の周知及び活用 エコプラザ西東京において実施している、家具等の再生、りさいくる市、各種講座等の事業の周知・活用を図ります。また、市民及び市民団体等の環境学習、活動拠点としての利用を促進します。 市民主体の不用品交換システム等、市民のアイデアを活かした試行的な活動の場としての利用を図ります。</p> <p>カ 「事業者向け廃棄物処理の手引き」の活用 事業系可燃ごみの発生抑制・減量・資源化を促進するために、「事業者向け廃棄物処理の手引き」を用いてごみの排出方法等の周知を行います。</p>	<p style="text-align: center;">拡充</p>
<p>② 小型充電式電池・スプレー缶の分別の徹底</p> <p>収集車両やごみ処理施設の火災の原因となる、小型充電式電池（ニッカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池）やスプレー缶について、分別を徹底するよう周知を図ります。また、小型充電式電池については、リサイクル協力店や市での回収を拡大するとともに、回収場所についてホームページや広報等で周知します。</p>	<p style="text-align: center;">新規</p>

2) 行政における方策		
<p>③ 小型家電の処理システムの検討</p> <p>小型家電について、希少金属等の有価物を適切に資源化するため、またリサイクルに伴う財政負担を軽減するため、回収方法や回収対象品目等について、見直しを検討します。</p> <p>また、家電小売店による店頭回収や買い替え時回収、小型家電リサイクル法に基づく認定業者による回収の利用を推進します。</p>		新規
<p>④ エコ・クッキングの啓発と生ごみ堆肥の有効活用</p> <p>ア エコ・クッキングの励行の啓発</p> <p>料理の際に発生する残飯などの発生を抑制するため、食材を無駄なく使うエコ・クッキングの方法について講習会などを開催し啓発に努めます。</p> <p>○生涯学習、出前講座等での紹介</p> <p>○エコ・クッキングナビゲーターの活用</p> <p>イ 生ごみ堆肥の還元モデルの検討</p> <p>生ごみ回収をして堆肥化したものを市民や公園管理などに還元し、緑化対策等の検証を行います。</p>		継続
<p>⑤ フードドライブ活動の推進</p> <p>食品ロスの削減や地域貢献を促進するため、西東京市社会福祉法人連絡会が実施するフードドライブ活動について、行政と共同での実施や支援を検討します。また、広報等での情報提供を行うことで、市民の参加を促進します。</p>		新規
<p>⑥ プラスチックごみの発生抑制、資源循環の促進</p> <p>レジ袋の有料化やマイバッグ運動の展開等により、プラスチックごみの発生抑制を図ります。</p> <p>また、プラスチック資源循環戦略に基づき、より効果的なプラスチック資源の回収や、リサイクルの拡大と高度化について検討します。</p>		拡充
<p>⑦ 資源物の店頭回収の促進</p> <p>事業者と市が共同で店頭回収をPRするなど、市民と事業者による資源化システムの構築を促進します。</p>		継続
<p>⑧ 2R（リデュース、リユース）活動の促進</p> <p>ア リユース食器等の利用・促進</p> <p>スーパー、コンビニエンスストア、飲食店等の共同キャンペーン等の実施により、マイカップ、マイ箸、マイ容器の利用を推進します。</p> <p>また、民間事業者や小売店と連携、協力し、環境フェスティバルや市民まつり等のイベント時におけるリユース食器や、日用品や食品購入時のリユース容器サービスの利用普及を推進します。</p> <p>リースやシェアリング、サブスクリプション等のサービスについても、利用普及を推進します。</p> <p>イ 市民間のリユース活動の促進</p> <p>エコプラザ西東京で譲ります／譲ってくださいの情報を掲示する「リユース掲示板」や、玄関先で不用品の譲渡を行う「0円均一」活動の普及・促進を図ります。</p> <p>ウ リユースに関する取り組みの検討</p> <p>マイボトル持参による割引や、市民や事業者がリユース取引を行う際の信頼性を確保するための認証制度の整備等、先進事例を基に、リユースを推進するための新たな取り組みを検討します。</p>		拡充
<p>⑨ エシカル消費の促進</p> <p>市民や事業者の、人や社会、環境、地域に配慮したエシカル消費を促進するため、認証マークの普及啓発や、市ホームページや広報での情報提供を行います。</p>		新規
<p>⑩ グリーン購入の推進</p> <p>市は率先して環境に配慮した物品やリユース品等を調達（グリーン購入）するとともに、環境に配慮した物品等に関する適切な情報提供を推進します。</p>		拡充

2) 行政における方策		
⑪ 集合住宅管理者等への指導 集合住宅等に関しては、ごみの分別や排出ルールが守られていないケースがあり、集合住宅等の管理者、所有者に対し、集合住宅から発生する廃棄物の管理徹底を行います。また、優良排出管理者認定制度を活用し、管理者による集積所の適正な管理体制を構築します。 ○ごみ収集作業員からの報告等に基づく、ルール違反が著しい集合住宅への個別指導 ○フック式戸別排出方式の普及・啓発 ○優良排出管理者認定制度の活用	継続	
⑫ 家庭ごみ処理有料化の分析 ごみ有料化実施後のごみ排出量、処理経費、市民意識等の変化を分析、検証します。	継続	
⑬ インセンティブによる発生抑制・資源化 ごみの発生抑制や資源化の取組による一定の成果に対して表彰するなど、インセンティブ効果が期待できるシステムの構築について調査・研究します。 取り組みのイメージを次に示します。 ○店頭回収を推進する事業者の支援（市ホームページでPR等） ○廃品回収について、基準以上の成果を上げた市民団体への奨励金の配当	継続	

(2) 収集・運搬計画		
1) 家庭系ごみの収集・運搬		
① 分別の徹底と適正な収集 市民に対して、「西東京市のごみの分け方・出し方」に従って分別を徹底するよう周知を図ります。また、排出者の責任を明確にし、分別の徹底や資源化を促進するため、ごみ・資源の戸別収集方式を継続します。	継続	
ー 適正な収集回数 資源物の戸別収集の検討と併せ、市民に納得を得られる効率的な収集・運搬、適正な経費と収集回数を検討していきます。	終了	
② 市民サービスの充実 高齢者や障がい者等、ごみ出しや分別が困難な世帯を対象に、より適正な分別が図れるよう、ふれあい収集を継続します。	継続	
ー 収集・運搬車両の見直し ごみの排出量、運搬車両数の削減を考慮し、電子機器等を使用し、収集ルート等をデータ化することにより、収集・運搬車両台数等の見直しを行います。 また、収集・運搬車両の排気ガスに含まれる温室効果ガス等の低減を図るため、新規導入にあたっては、低公害車の利用を推進します。	終了	
2) 事業系ごみの収集・運搬		
① 排出者責任の徹底 事業系ごみは、事業者自らが処理・処分を行います。	継続	
② 許可業者による収集と自己搬入 事業者が一般廃棄物を排出する場合には、家庭系ごみの分別区分に準じて、一般廃棄物処理業許可業者に収集を依頼するか、自ら処理施設に直接搬入します。	継続	

(3) 中間処理計画	
1) 適正処理の推進	
① 適正処理の推進 分別収集したごみは中間処理し、資源化を優先的に行い、資源化が困難なごみについては焼却処理により熱回収（サーマルリサイクル）を行う等、最大限資源の循環が可能な処理体制を推進します。	継続
2) 広域処理の推進	
① 広域処理の継続 経済的、効率的にごみ処理を行うため、清瀬市、東久留米市とともに、柳泉園組合における共同処理を継続します。	継続
② 熱エネルギーの有効利用 柳泉園組合において焼却処理に伴い発生する余熱を活用して発電を行い、場内での利用や電力会社へ売電するとともに、室内プール、浴場への熱供給等の事業を継続します。	継続
3) 資源化の拡充	
① 民間活用の推進 リサイクルに関して優れた技術やノウハウを有する民間事業者について、安全性、効率性、経済性、信頼性等を確認した上で積極的に採用し、市の資源化事業を活性化します。	継続
② 資源化の拡充 残渣類（焼却残渣等）の有効活用、及び資源物分別回収量の増加に加え、資源化施設の整備、民間活用、広域処理の可能性などを検討し、資源化の拡充を図ります。	継続

(4) 最終処分計画	
1) 最終処分対策	
① 埋立量の削減 ごみの発生抑制・資源化に係る取り組み、資源物の分別収集・資源化、不燃ごみ、粗大ごみの破碎・選別による徹底したごみの減量化・減容化により、埋立量ゼロを継続し、二ツ塚最終処分場を延命化します。	継続
② 処理残渣の資源化の推進 柳泉園組合で焼却処理後に発生する焼却残渣は、引き続き東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設で資源化します。 なお、不燃残渣に関しては、民間施設でRPF（固形燃料）化するなど、資源化を継続します。	継続

(5) その他の計画	
1) 市民・事業者・行政の連携	
<p>① 廃棄物減量等推進審議会の運営、推進員の活動支援</p> <p>西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づき、ごみの減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項について審議し、取り組みの方向性を定めるために、西東京市廃棄物減量等推進審議会を運営します。</p> <p>また、地域レベルでのごみの発生抑制、資源化の取り組み、資源の分別排出の徹底などを推進するため、西東京市廃棄物減量等推進員の活動を支援します。</p>	継続
<p>② 環境美化の推進</p> <p>環境美化の推進及び市民の安全確保を図るために、環境フェスティバルにおけるごみ拾い散歩や、路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーン、統一美化キャンペーン（ごみゼロ運動）等の実施や、地域ボランティア等を中心とした環境美化活動、各種広報等による啓発を推進し、市民・事業者・行政が一体となった環境美化活動に取り組みます。</p>	継続
2) 処理困難物への対応	
<p>① 適正な処理・処分の指導強化</p> <p>行政が収集しないタイヤ、バッテリー等は、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。</p>	継続
<p>② 医療系廃棄物への対応強化</p> <p>在宅医療の増加にともない、医療系廃棄物の増加が予想されることから、医療機関・薬局などによる回収等の促進、及び医療機関・薬局と連携した適正な処理・回収ルートを活用するよう市民へ啓発します。</p>	継続
3) 不法投棄対策の強化	
<p>① 不法投棄対策の推進</p> <p>西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づき、広報等を通じてごみの不法投棄、散乱の防止を図ります。</p>	継続
4) 災害時対策	
<p>－ 災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>大規模災害時には、一時的に大量の廃棄物が発生するほか、交通の断絶等に伴い、平時と同じ収集・運搬・処理・処分の対応が困難です。そのため、災害廃棄物処理計画を策定し、事前に十分な対策を講じます。</p>	終了
<p>① 関係自治体・団体との連携強化</p> <p>災害発生時に速やかに廃棄物を処理するため、西東京市地域防災計画や災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生前から関係自治体（柳泉園組合、清瀬市、東久留米市等）や関係団体（廃棄物処理業者等）と、災害廃棄物の処理に係る協定の締結や調整・協議を行います。</p>	新規
<p>② ごみ処理</p> <p>西東京市地域防災計画、及び災害廃棄物処理計画に基づき、災害時に発生したごみは委託事業者とも協議の上、なるべく早く収集・運搬し、処理します。</p> <p>また、柳泉園組合は速やかに施設の点検を行い、稼働できるよう措置を取ります。</p>	継続
<p>③ し尿処理</p> <p>西東京市地域防災計画、及び災害廃棄物処理計画に基づき、仮設トイレの設置、管理を行うとともに、処理施設被害状況に応じて、し尿の収集・処理体制を確保します。</p>	継続